

## 神戸市遺留金取扱条例

神戸市保健福祉局生活福祉部保護課医療係長 平田 大輔

神戸市は「神戸市遺留金取扱条例」を制定した（条例第33号として、平成30年3月30日公布、同年4月1日施行）。

身寄りがない高齢者らが死亡した後に残る「遺留金」についての処理指針を定めた条例。法的な根拠がないまま自治体が預かっている実情を改善することを狙い、遺留金を予算外の「歳入歳出外現金」として市で保管。亡くなった人の相続人を市が探す費用に充当できるようにしている。遺留金に関する同様の条例としては全国初。

## 1 はじめに

「神戸市遺留金取扱条例」（以下「本条例」という。）は平成30年度第1回定例市会において、平成30年3月28日に可決され、同年4月1日に施行されました。

本条例は、今後増えていくと思われる、身寄りのない方が残した遺留金を市がどのように取り扱うのかを定めたものです。条例制定に至った背景や条例内容の解説、課題と今後の展望について紹介します。

## 2 条例制定に至った背景

## (1) 高齢単身者の増加

50歳時の生涯未婚率は上昇を続けており、国立社会保障・人口問題研究所発表の「人口統計資料（2018年）」では、男性の4人に1人、女性の7人に1人の割合となっています。

また、同研究所が平成30年1月12日に発表した「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」では、2015～2040年までの25年間で、単身世帯が39・3%、夫婦のみの世帯が21・1%、ひとり親と子の世帯は9・7%となることが予想されています。

50歳時未婚割合	平成27年	平成22年	平成17年	平成12年
男性	23.37%	20.14%	15.96%	12.57%
女性	14.06%	10.61%	7.25%	5.82%

さらに、高齢者の独居率は65歳以上男性が14・0%から20・8%に、女性は21・8%から24・5%に上昇することが予想されており、今後、身寄りのない人がお亡くなりになる事例が増える傾向になると考えられます。

## (2) 身寄りのない人が死亡した場合

身寄りのない人が自宅で死亡した場合（孤独死）や、住所・居所、氏名の明らかでない人が死亡した場合（行旅死亡人）は、警察が事件性の有無や連絡先などを捜査して、遺族等に遺体や遺品の引渡しを行います。

また、入院先や社会福祉施設で死亡された場合などは、病院や社会福祉施設が遺族や保

証人等に連絡を取るなどして葬祭について手続を行います。

これらの手続ができなかった場合、つまり、相続人や親族、遺言執行者など葬祭を行う者が明らかにならなかった場合は、公衆衛生その他公共への福祉の見地から以下のいずれかの法律に基づき地方自治体が埋火葬を行うこととなります。

① 行旅病人及行旅死亡人取扱法（以下「行旅法」という。）第7条（行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則第5条）

② 墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓理法」という。）第9条

③ 生活保護法第18条

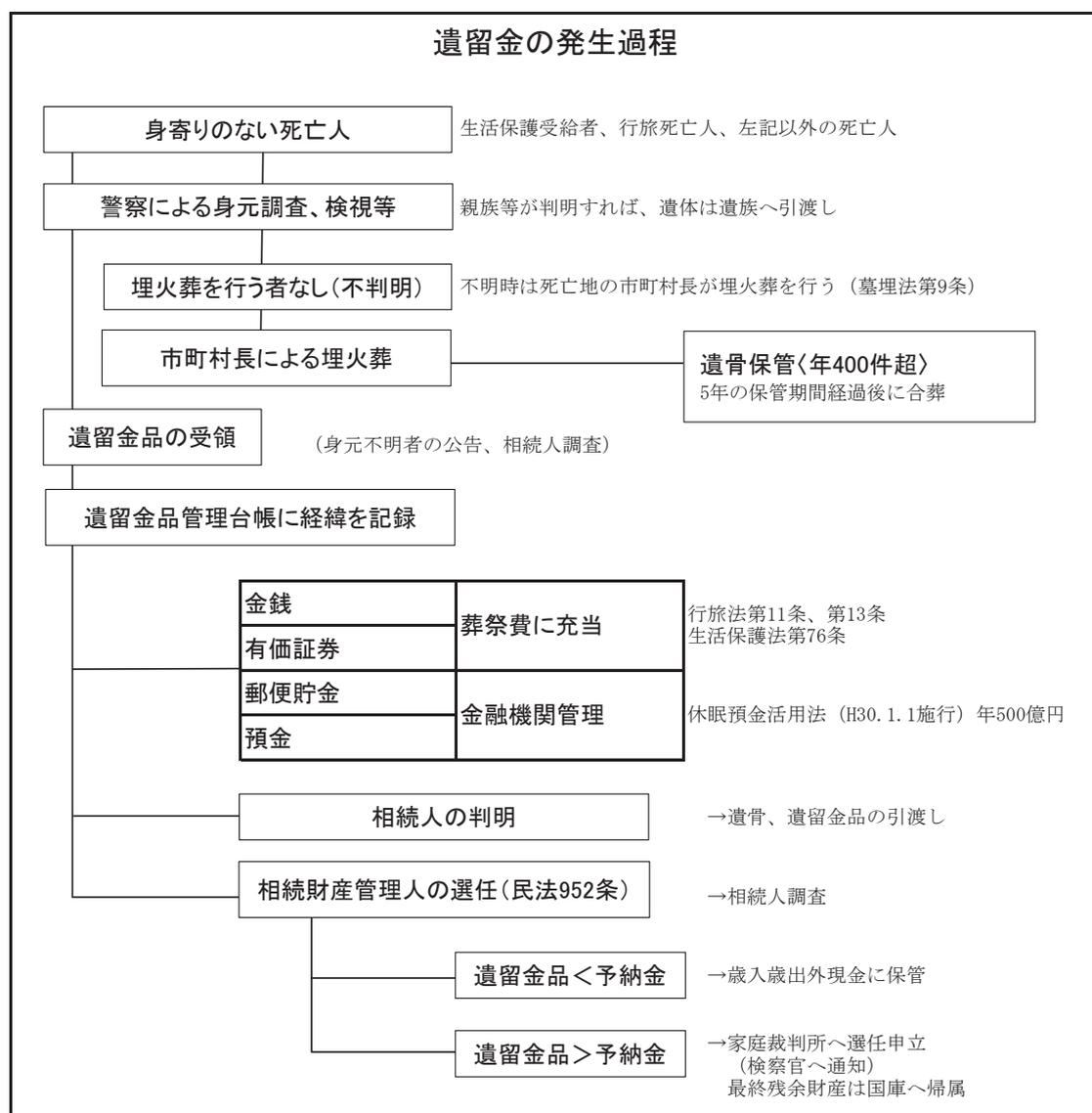
なお、火葬を行った後の遺骨について、神戸市の場合には市立墓園で5年間保管した後、最終的には合葬することになります。

### （3）遺留金発生経緯

埋火葬を地方自治体が行う際、身寄りのない人の場合は火葬の許可を福祉事務所で行っている関係から、亡くなった方が所持していた金品が福祉事務所に持ち込まれることがあります。行旅病人の場合は、行旅法第12条に保管の根拠が定められていますが、墓理法や生活保護法適用の場合には保管の根拠がありません。

保管の根拠はないのですが、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する

法律」第10条では、遺族に引き渡すことができない場合は死亡地の市町村長に引き渡すも



のとす、とされてお、これにより警察が亡くなられた方の所持していた金品を福祉事務所に持参されます。

保管の根拠がないのでお断りする、という考え方もありますが、持参された方も第三者で処分権限がない方ですので、やむなく福祉事務所で保管をすることになります。その金品は埋火葬に要した費用に充当し、それでもなお残る場合、これが遺留金となります。

#### (4) 相続人調査について

福祉事務所が保管する遺留金や墓園で保管している遺骨については、相続人に引き渡すべきものですので、福祉事務所で相続人調査を行うこととなります。

調査は、戸籍による調査、住民基本台帳による調査、関係機関に対する調査などになります。

行旅死亡人で住所・氏名などが全く分からない場合は、区の掲示板への告示及び官報への公告を行います。関係者が判明している場合はその方に聞き取りをし、それでも分からなければ、戸籍を一つずつ遡って相続人を探していく作業になります。戸籍は市町村ごとに請求が必要となり、非常に手間と時間が掛かります。

まず、本人の住民票から本籍地を調べ、本

籍地に戸籍を請求して、配偶者と子がいるのか、また、生存しているのか確認します。過去に結婚歴がある場合は、その戸籍を取り寄せます。元配偶者には相続権はありませんが、元配偶者との間に子がいれば相続人になります。本人の出生から死亡までの戸籍を確認した結果、子がいた場合、子が結婚して除籍されている場合は子の戸籍を取得します。既に子が死亡していた場合は代襲相続人の確認のため、孫がいなか確認します。

なお、結婚の際に本籍地を移す方が多いのですが、本籍地の市町村が異なる場合は、それぞれに請求が必要です。配偶者と第1順位の相続人である子（又はその代襲相続人）が見つからなければ、第2順位の相続人である両親の確認です。

独居死は本人が高齢のことが多く、両親も亡くなられているケースが多いことから、その場合は第3順位の相続人である兄弟の確認となります。兄弟が結婚している場合には、それぞれ新戸籍を編製していますので、その戸籍を請求することになります。兄弟が死亡していれば、代襲相続権のある甥、姪まで調査が必要なこともあります。

最終的に相続人が見つかって、郵便で遺留金が残っているので引き取ってほしい旨を連絡しても、回答がなかったり、他に借金があ

るのではないかと不安に思われて引取りを拒否する方もいます。また、住民票の所在地に住んでおらず、郵便物の転送手続もしていないため、郵便が届かず返戻されてしまう場合もあります。

手間と時間を掛けても、結局、引渡しができない案件の遺留金が毎年累積しています。時効の定めもないので、このような案件が今後も増えていくと思われます。少額の案件も多く、これらの調査を職員が行うことについて、非常に負担になっています。

#### (5) 相続財産管理人の選任申立について

相続人調査を行っても相続人が見つからなかった場合の遺留金の取扱いですが、行旅法にも墓理法にも生活保護法にも他の法律にも定めはありませんので、一般法である民法が適用されることとなります。

民法第952条では、相続人のあることが明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって相続財産の管理人を選任しなければならないとされています。つまり、相続人がいる場合は相続財産管理人の選任申立ができませんので、相続人はいるが郵便未着や返事がない場合は対象とはなりません。

また、連絡がついても受取拒否の場合もあ

ります。相続人が家庭裁判所で相続放棄の手続をした場合は相続権がなくなります。相続人から「手続に手間が掛かる」などとして単に口頭での受取拒否の申出があった場合は、相続放棄をしたとは言えませんので、この場合も相続財産管理人の選任申立はできません。結局、処理ができずに、歳入歳出外現金として保管せざるを得ないこととなります。

戸籍調査を行い、判明した相続人がいない場合でも、選任申立の際には予納金が必要になります。予納金としてどのくらいの金額があればよいのかは、家庭裁判所の判断になりますが、新聞報道などによると地域によって金額が違うようです。

また、遺留金品の評価について、現金や預貯金だけの場合は分かりやすいのですが、例えば、現金が少額でも不動産や自動車、貴金属を保有している場合は判断が難しくなります。実際に業務を行う福祉事務所の職員が不動産等の評価を行うことはできないので、事例が発生した場合にどのように取り扱っているのか、全て家庭裁判所に協議して判断してもらう必要があるのが課題となります。

遺留金が予納金に満たない場合は相続財産管理人の選任申立ができず、これまで法令上の根拠がないままに歳入歳出外現金として自治体が保管しており、それが累積している状

況でした。

このような状況に対して国の法整備がされていないため、神戸市では他団体に先駆けて本条例を制定し、平成30年4月1日に施行しました。

### 3 条例内容の解説

遺留金の保管の根拠を定めたこと、調査費用について定めたことが本条例のポイントになります。

#### (1) 第3条 遺留金の保管について

行旅死亡人については、行旅法第12条で保管の根拠が定められていますが、墓理法や生活保護法適用の場合は特段の定めがありませんので、それを定めたものです。

本条例第3条で、「遺留金（行旅死亡人の遺留金を除く。）は〔行旅〕法第12条に規定する遺留物件の例により、地方自治法第235条の4第3項に規定する歳入歳出外現金として保管するものとする」として遺留金の保管の根拠について定めています。これは、市が遺留金を含む遺留物件を保管できるとする行旅法第12条の規定を準用する意図で「例による」としています。

つまり、この部分がなければ、既に法が規定している事項そのものについて法を準用す

ることになり、論理的におかしな構造の規定になってしまいますので、このような表現になっていきます。

なお、行旅法上の遺留金の保管は、この条文の解釈により、当然に地方自治法に基づく歳入歳出外現金として取り扱うことになり、他の遺留金と併せて、法的根拠をもって市が保管することができるとしています。

#### (2) 第5条 費用について

埋火葬に要する費用については、行旅法第4条、墓理法第9条第2項、生活保護法第76条などで定められていますが、調査費用については、特段の定めはありません。

相続財産管理人が選任された場合、相続財産の処分を行った後、最終的に残った財産は国庫に帰属するとされています（民法第959条）。

調査などの処理に掛かる経費については、処理を行った地方自治体には何ら補助はありません。また、調査の結果、選任申立を行うことができなかった場合も、単に歳入歳出外現金として保管しているだけで、調査費を得られたり、市の歳入になるわけではありませんでした。

そこでこの点に関して、相続人等の調査に要する費用について遺留金をもって充てるこ

とを本条例第5条で定めましたので、調査費用が遺留金の中から支出できるようにになりました。

また、同条第2項で「調査費用の算定に關し必要な事項は、規則で定める」としていますが、神戸市遺留金取扱条例施行規則で調査費用の算定項目について、①戸籍謄本の交付を受けるのに要した費用、②通信費、③相続財産の管理人の選任に要した費用、④施行規則第3条の調査に要する人件費として市長が別に定める額、⑤その他これに類するものとして告示に定める費用、としています。

#### 4 課題と今後の展望

今後、単身世帯の増加に伴い遺留金の額の増加が予想されるので、身寄りのない人の遺留金について、できるだけ簡易な手続で処理ができるような仕組みが求められます。

- ① 独居死亡人の遺留金の取扱いに関する根拠法を国の責任において早急に整備すること
- ② 独居死亡人に関する対応は全て地方自治体の事務として行っていることに鑑み、遺留金は国ではなく地方自治体に帰属させること
- ③ その実現までの間、独居死亡人の葬祭や遺留金の処理に要する費用のうち、地方自治体の負担部分については全額を国庫負担とすること

以上3点を平成29年7月6日付で指定都市市長会として国に対して要請したところです。

●第49号 (2017年5月発売) 定価(本体1,150円+税)

#### ・特集 自治体における高齢運転者の交通事故防止対策と交通支援

高齢運転者による交通事故の増加要因と事故対策  
 道路交通法の一部を改正する法律(高齢運転者対策等)について  
 高齢ドライバー事故問題へ対策の考え方  
 高齢者が利用しやすい移動手段の確保  
 鳥根県浜田市 ふるさと寄附金を活用した運転免許自主返納支援事業  
 香川県 高齢者先進安全自動車(ASV) 購入補助制度  
 三重県玉城町 オンデマンド方式による「元気バス」の運行  
 京都府京丹後市 ドライバーは住民、車両はマイカーの「ささえ合い交通」  
 鹿児島県霧島市 交通安全専門指導員事業  
 長岡京市公共交通に関する条例

#### ・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

千葉県AEDの使用及び心肺蘇生法の実施を促進する条例

#### ・トピックス

「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議 最終報告」の概要  
 「地方公共団体における多様な人材の活躍と働き方改革に関する研究会」報告書の概要  
 官民データ活用推進基本法について

商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい フリーコール(通話料無料) TEL: 0120-953-431 Web URL: <https://gyosei.jp>  
受付時間: 月~金 9時から17時  FAX: 0120-953-495  社印

